 あなたの調剤薬局

LINEを活用した、  
服薬情報等提供料  
算定数UPのために



# 『服薬情報等提供料算定数UPのために』を ダウンロードいただきありがとうございます

服薬情報等提供料を算定するまでに必要な事項と  
あなたの調剤薬局の具体的な活用事例をご紹介します



## 服薬情報等提供料の算定数UPのために

case  
01

服薬情報等提供料とは

case  
02

服薬情報等提供料1の算定要件

case  
03

服薬情報等提供料2の算定要件

case  
04

算定ができないケース

case  
05

医療機関への事前アプローチ

case  
06

患者の同意を得る

case  
07

トレーシングレポートを作る

case  
01

# 服薬情報等提供料とは

服薬情報等提供料は、保険薬局において調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、患者もしくはその家族等または保険医療機関に当該情報を提供することにより、医師の処方設計および患者の服薬の継続または中断の判断の参考とする等、保険医療機関と保険薬局の連携の下で医薬品の適正使用を推進することを目的とするものである。

服薬情報等提供料 1	医療機関の求め	医療機関に情報提供	30点（月 1 回に限る）
服薬情報等提供料 2	薬剤師の判断 患者の求め	医療機関に情報提供 患者等に情報提供	20点（月 1 回に限る）

※ 複数の医療機関又は診療科に対して服薬情報等の提供を行った場合は、当該医療機関又は診療ごとに月1回に限り算定できる

case  
02

# 服薬情報等提供料1の算定要件

服薬情報等提供料 1 は、保険医療機関から以下に掲げる情報提供の求めがあった場合にその理由とともに、**患者の同意**を得て、現に患者が受診している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について**文書等により提供**した場合に算定できる。

- ◆ 当該患者の**服用薬及び服薬状況**
- ◆ 当該患者に対する**服薬指導の要点、患者の状態等**
- ◆ 処方箋を発行した保険医療機関が患者の服用薬の残薬の報告を求めており、保険薬局において**患者の服用薬の残薬**を確認し、当該保険医療機関に対して情報提供を行った場合
- ◆ 医師の指示による分割調剤において、2回目以降の調剤時に患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、処方医に対して情報提供を行った場合。  
この場合において、次に掲げる事項を含めるものとする。
  - 残薬の有無、残薬が生じている場合はその量及び理由
  - 副作用の有無、副作用が生じている場合はその原因の可能性のある薬剤の推定
- ◆ 保険医療機関からの求めに応じ、入院前の患者の服用薬について確認し、依頼元の医療機関に情報提供した場合

case  
03

## 服薬情報等提供料2の算定要件

患者又はその家族等の求めがあった場合、**患者の同意**を得て、次に掲げる情報等の内容について、患者又はその家族等に対して速やかに提供等し、当該情報に関する患者の状態等の確認及び必要な指導を次回以降の来局時に行った場合。

- ◆ 緊急安全性情報、安全性速報や医薬品・医療機器等安全性情報など、処方箋受付時に提供した薬剤情報以外の情報で患者の服薬期間中に新たに知り得た情報
- ◆ 患者の服薬期間中に**服薬状況の確認及び必要な指導**

薬局の薬剤師が薬剤服用歴に基づき患者の服薬に関する以下に掲げる情報提供の必要性を認めた場合にその理由とともに、**患者の同意**を得て、現に患者が受診している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について**文書等により提供**した場合。

- ◆ 当該患者の**服用薬及び服薬状況**
- ◆ 当該患者に対する**服薬指導の要点、患者の状態等**
- ◆ 当該患者が容易に又は継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報（単に処方箋の記入上の疑義照会等では算定できない）
- ◆ 保険薬局において**患者の服用薬の残薬**を確認し、処方箋を発行した保険医療機関に対して情報提供を行った場合

case  
04

## 算定ができないケース

同一月において、以下を算定している患者については、服薬情報等提供料を算定することはできない。

- ◆ かかりつけ薬剤師指導料
- ◆ かかりつけ薬剤師包括管理料
- ◆ 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ◆ 居宅療養管理指導費（介護予防居宅療養管理指導費）

case  
05

## 医療機関への事前アプローチ

服薬情報等提供料を算定するために必要な、トレーシングレポートによる情報提供を行う上で重要なのが、医師・医療機関の理解です。日頃やり取りのない薬局からいきなりトレーシングレポートが送られてきても、医師は困惑するだけです。

診療所の場合には、「**薬局で知り得た患者情報があった際に、患者情報を共有したいのですが**」と**事前に提案**することが大切です。

病院の場合には、薬剤部が窓口となって薬局からのトレーシングレポートを集約し、医師に伝えていることが多いので、薬剤部の薬剤師に患者の状況を伝えた上で、「**医師に患者情報を伝えたいので、トレーシングレポートを送付してもよろしいでしょうか**」と尋ねると連絡がスムーズになります。

地域の勉強会などで日頃から医師との情報共有を行い、日頃から顔の見える関係を築いておくことで、さまざまな連絡がスムーズになります。

case  
06

## 患者の同意を得る

個人情報保護法で、個人情報の第三者への提供は、原則として本人の同意を得なければならぬとされています。トレーシングレポートによる医療機関への情報提供は「**患者の個人情報を第三者に提供する行為**」に当たるので、患者の同意が必要です。

医療機関では、診療を希望する患者から個人情報を取得した場合、それらが患者自身の医療サービスの提供のために利用されることは明らかなので、施設内掲示等により公表して、患者に提供する医療サービスに関する利用目的について患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示による同意があったものと考えられます。

これに関しては、「**待合に『医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ることがある』旨の掲示**」を張り出して、来局者への周知を図っておけば、患者の同意があったものと考えられます。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス  
平成29年4月14日（<https://www.mhlw.go.jp/content/000681800.pdf>）

# トレーシングレポートを作る

## ■健康相談のやり取りからトレーシングレポートを作る

### ◆飲み合せの相談 → 併用確認を実施

「相談内容」と「対応内容」などをトレーシングレポートで、医療機関へ情報提供を実施

### ◆体調変化の相談

➢ 薬局の対応で解決した場合

「相談内容」と「対応内容」などをトレーシングレポートで、医療機関へ情報提供を実施

➢ 至急で医療機関へ連絡が必要な場合

疑義照会を実施

## ■服薬フォローのやり取りからトレーシングレポートを作る

### ◆飲み忘れ・残薬があると回答があった → 個別フォローを実施

➢ 飲み忘れ・残薬の詳細を確認できた場合

「回答内容」と「残っている薬剤・量」や「飲み忘れの理由・対策」などをトレーシングレポートで、医療機関へ情報提供を実施

### ◆体調で気になることがあると回答があった → 個別フォローを実施

➢ 薬局の対応で解決した場合

「回答内容」と「個別フォローで得た情報」などをトレーシングレポートで、医療機関へ情報提供を実施

➢ 至急で医療機関へ連絡が必要な場合

疑義照会を実施

### ◆副作用があると回答があった → 個別フォローを実施

➢ 薬局の対応で解決した場合

「回答内容」と「個別フォローで得た情報(原因の可能性のある薬剤や対応)」などをトレーシングレポートで、医療機関へ情報提供を実施

➢ 至急で医療機関へ連絡が必要な場合

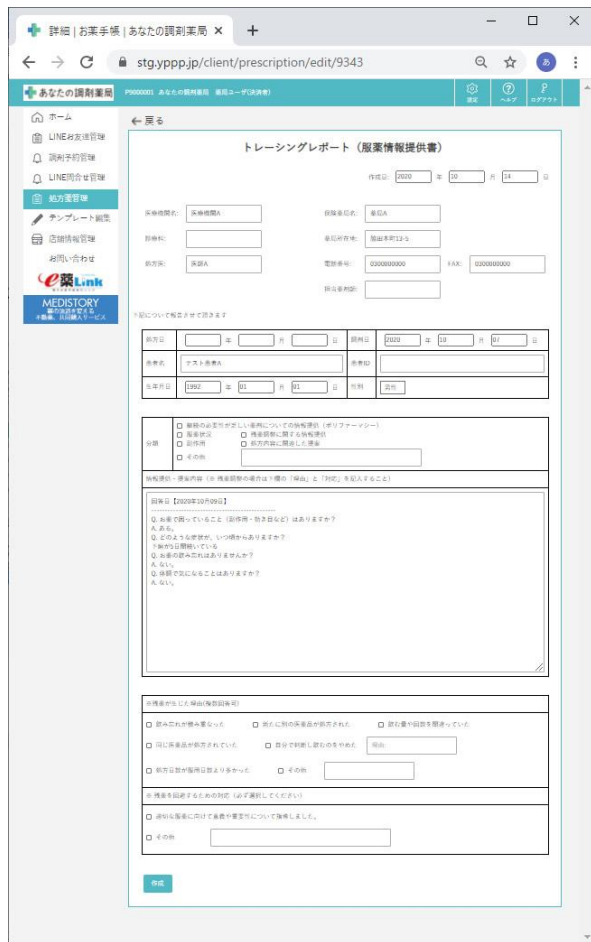
疑義照会を実施



～TOPIX～

情報提供の方法がFAXかメールかは事前確認しましょう。メールなどでのやり取りをするうえでDMARCなどのセキュリティが保全されていることは医療機関にとっても重要なポイントとなります。

# 服薬情報等提供料の算定方法は 理解できたけど作る時間が・・・



「**+**あなたの調剤薬局」は、  
ボタン1つで  
服薬情報提供書が  
作成できます。

デモ等で詳しくお伝えいたしますので  
お気軽にお問い合わせください。

## 【無料】オンライン個別相談会開催中

多数の導入事例をもとに多くの成功事例や、  
貴局の業務に沿った運営方法をお伝えいたします。



ご相談はこちら →

 03-6450-3105



<https://bit.ly/3cn59PD>